保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、 金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件

(平成十年大蔵省告示第二百三十一号) 改 現 【適用日 行 平成十九年四月

融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を次のように定め、平成 条第六項、第百五十条第七項及び第百五十一条第六項の規定に基づき、金 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第六十九条第七項、第七十

正 案

日

関する基準を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。 百五十条第七項の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第六十九条第七項及び第

(定義)

第一条 (略)

八 死差損 実際の死亡率が予定死亡率より高い場合に生ずる損失を 一 ~七

いう。

九 • 十 (略

第二条 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第六十九条第六項第 掲げる額の合計額以上を積み立てるものとする。 金I」という。) は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に (保険リスクに備える危険準備金の積立基準) 号及び第百五十条第六項第一号に掲げる危険準備金(以下「危険準備

(略)

が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に千分 の○・○六を乗じて得た額 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡に係る危険保険金額

乗じ より増加している場合における当該増加金額に予定平均給付日数を 災害入院リスク これに千分の三を乗じて得た額 当該事業年度末の災害入院日額が前事業年度末

1

(定義)

十年六月十日から適用する。

第一条 一~七 (略) (略)

八 死差損 実際の死亡率又は発生率が、それぞれ予定死亡率又は予定 発生率より高い場合等に生ずる損失をいう。

九 ・ 十

(保険リスクに備える危険準備金の積立基準)

(略)

掲げる額の合計額以上を積み立てるものとする。

金1」という。)は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に

号及び第百五十条第六項第一号に掲げる危険準備金(以下「危険準備

保険業法施行規則(以下「規則」という。)第六十九条第六項第

(削る)

二 (略)

(削る)

(削る)

三

(略)

(第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金の積立基準)

第二条の二 分に応じ当該各号に掲げる額の合計額以上を積み立てるものとし、 という。 第百五十 保険会社にあっては、 して得た額(負値となる場合は零とする。 て得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立残高の額を控除 六条において同じ。) の対象とするリスク 一号の二 ストレステスト(別表のストレステストをいう。第四条の二及び第 は、 保険業法施行規則(以下「規則」という。 条第五項第一 第七十条第五項第一号、 生命保険会社にあっては、 次の第一号に掲げる額を積み立てるものとする。 号に掲げる危険準備金(以下 第百五十条第六項第 次の各号に掲げるリスクの区 第四条の二第一号におい)第六十九条第六項 「危険準備金Ⅳ」 一号の一 一及び 損害

の〇・〇六を乗じて得た額 が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に千分 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡に係る危険保険金額

より増加している場合における当該増加金額に予定平均給付日数を 災害入院リスク 乗じ、 これに千分の三を乗じて得た額 当該事業年度末の災害入院日額が前事業年度末

四 より増加している場合における当該増加金額に予定平均給付日数を 疾病入院リスク これに千分の七・五を乗じて得た額 当該事業年度末の疾病入院日額が前事業年度末

五. その他のリスク 法第四条第二項第四号に掲げる書類により定め

る額

(予定利率リスクに備える危険準備金の積立基準)

第三条 規則第六十九条第六項第一 号 第七十条第五項第二号、 第百五十

> より増加している場合における当該増加金額に予定平均給付日数を 疾病入院リスク これに千分の七・五を乗じて得た額 当該事業年度末の疾病入院日額が前事業年度末

六 (略)

Ŧī.

(新設)

(予定利率リスクに備える危険準備金の積立基準) 規則第六十九条第六項第二号及び第百五十条第六項第二号に掲

第三条

条第六項第二号及び第百五十 の合計額以上を積み立てるものとする。 二条第二号に掲げる額の増加額及び利差益に百分の五を乗じて得た額 「危険準備金Ⅱ」という。)は、規則第八十七条第二号又は第百六十 一条第五項第二号に掲げる危険準備金(以

(最低保証リスクに備える危険準備金の積立基準)

第三条の二 規則第六十九条第六項第三号及び第百五十条第六項第三号 る収支残の金額以上を積み立てるものとする。 に掲げる危険準備金(以下「危険準備金Ⅲ」という。)は、最低保証に係

(危険準備金Ⅰの積立限度)

第四条 る。 危険準備金Ⅰの積立ては、 次に掲げる金額の合計額を限度とす

(略)

(削る)

(略)

(削る)

(削る)

 \equiv (略)

(危険準備 金 IV 積立限度

第四条の二 号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に掲げる額の合計額を限度と 損害保険会社にあっては 危険準備金Vの 積立ては 次の第 生命保険会社にあっては 号に掲げる額を限度とする。 次の各

> 二号又は第百六十二条第二号に掲げる額の増加額及び利差益に百分の げる危険準備金(以下「危険準備金Ⅱ」という。)は、 五を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。 規則第八十七条第

(新設)

第三条の二 規則第六十九条第六項第三号及び第百五十条第六項第三号 る収支残の金額以上を積み立てるものとする。 に掲げる危険準備金(以下「危険準備金Ⅲ」という。)は、 最低保証に係

(危険準備金Ⅰの積立限度)

第四条 危険準備金Ⅰの積立ては、 次に掲げる金額の合計額を限度とす

る。

(略)

乗じて得た額 災害死亡リスク 災害死亡に係る危険保険金額に千分の○・○六を

四三 災害入院リスク 災害入院日額に予定平均給付日数を乗じ これに

Ŧī. 千分の三を乗じて得た額 疾病入院リスク 疾病入院日額に予定平均給付日数を乗じ、 これに

分の七・五を乗じて得た額

六

(新設)

□ ストレステストの対象とするリスク 原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに別表の表に掲げる区分に基づき算出した額 する契約区分ごとに別表の表に掲げる区分に基づき算出した額 乗じて得た額
 第六条 危険準備金Ⅰは、死差損がある場合において、当該死差損のてん(危険準備金の取崩基準)

(

別表

[. 定義

<u>この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。</u>

- リスク 保険事故発生率が悪化する不確実性をいう。
- 2. 危険発生率A テスト実施期間の各年度において設定される、通常の予測を超える範囲でリスクをカバーする保険事故発生率をいう。
- 3. 危険発生率B テスト実施期間の各年度において設定される、通常 の予測の範囲でリスクをカバーする保険事故発生率をいう。
- 1. ストレステスト 危険発生率A及び危険発生率Bを使用して、危険 準備金Nの算出を行うことをいう。
- <u>. 基準日 ストレステストを行う事業年度末をいう。</u>
- . 将来給付額 保険金の将来の支出額の累計額をいう。
- . 算出方法書 法第4条第2項第4号、第187条第3項第4号又は第 220条第3項第4号に掲げる書類のことをいう。
- 8.予定発生率 算出方法書に記載された、保険事故の発生率のことをいう。
- P 予定発生率を基に算出した将来給付額をいう。
- A 危険発生率Aを基に算出した将来給付額をいう。
- ..B 危険発生率Bを基に算出した将来給付額をいう。

. 危険発生率の算出

危険発生率A及び危険発生率Bの算出にあたっては、次に掲げる基準を満たさなければならない。

. 危険発生率は保険事故発生率が変動することによる保険金の増加を一定の確率でカバーする保険事故発生率とし、テスト実施期間(少なくとも10年間行うものとし、保険期間の残存期間が1年間を超え10年間未満の場合は当該残存期間)の各年度において、過去の保険事故の実績の推移等から適切な保険数理の方法を用いて設定すること。この

(新設)

場合において、 以下に留意することとする。

- \bigcirc 年度に対応して算出すること 年度を単位とし、かつ保険契約の経過年数別に保険事故が発生した 前事業年度までの保険事故発生の実績値を基礎として、保険契約
- れば、まとめて実施してよいこととする。 一夕等を活用するなど保険数理上適切な手法を用いて算出するこ く統計的な取り扱いが困難な場合は、予定発生率の算出に用いたデ するが、給付事由及びリスク特性等の観点から同等の契約区分であ とができる。 原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに実施することと なお、被保険者数が少な
- \odot 危険発生率としてはならない。 テスト実施期間の各年度の危険発生率は、前事業年度より小さい
- 危険発生率Aは、 一定の確率を99%として設定すること
- ω 2 危険発生率Bは 一定の確率を97.7%として設定すること。

算出要領

る危険準備金IVの積立限度は、次に掲げる基準及び表により算出するも 第4条の2第1号に基づく、ストレステストの対象とするリスクに係

- 役会において定めたリスク管理方針に従った明確な管理規定に基づ は変更を行う合理的な理由がない場合は、継続して使用するものとす いて実施するものとする。なお、 ストレステストを実施するにあたっては、以下に掲げる基準のほか 保険会社等(保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人)の取締 ストレステストを行う方法について
- 2 שׁ A及びBの算出にあたっては、以下に留意することとする。
- \bigcirc 責任準備金の計算基礎を使用する 危険発生率以外の計算基礎については、算出方法書に記載された
- 将来給付額は 基礎率を同じくする契約区分単位で算出する。
- \odot 将来給付額は、 予定発生率又は基準日までに観測されるデータを

基に設定される危険発生率に、基準日における保有契約高を基に算出方法書に記載された計算基礎を用いて算出されるテスト実施期間の各年度の保有契約高を乗じて算出するものとする。

① ③の算出の際、基準日前6箇月を超えない期間において仮基準日を設け、当該仮基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率と当該仮基準日における保有契約高を利用して③の算出を行ってよい。この際、当該仮基準日から基準日までの間の保有契約高、保有契約高の構成等が変化している場合には、必要に応じて補正を行うものとする。

- . ストレステストに使用した重要な要素は、全て完全かつ適切に文書 化されていること。
- . 次に掲げる保険契約等は、ストレステストの対象外とする。
-) 保険期間が1年以下の保険契約(当該保険契約の更新時において 保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。)
- 規則第212条第1項第5号に規定する傷害保険契約その他これに 準ずる給付を行う保険契約
- ③ 保険事故発生率が十分小さく、特約又は主たる給付に付随する給付であって、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い保険給

拿